

【資料1】 令和6年度主な障がい福祉施策における各事業について

- 1 地域生活支援拠点等整備事業
- 2 手話施策推進事業
- 3 デジタル技術を活用した障がい福祉事業
- 4 医療的ケア児の支援

障がい福祉施策事業の一覧

☆印が付いた事業について報告します。
地域生活支援拠点等整備事業については障がい者計画に記載がありませんが、重点施策として（）書きで記載しています。

基本目標	施策	具体的事業
1 人にやさしいまちづくり	(1)障がいと障がいの ある人への理解	障がい者差別解消のための職員研修 広報、市ホームページ等での啓発 障害者週間における啓発 障がい者理解のための講演会 地域活動支援センター機能強化事業 意見交換会の開催 手話理解促進事業 かもまる講座(市職員出前講座) 児童生徒の交流 ☆手話施策推進(小学校等手話教室) みんなでやさしいまちづくり教室
		公共施設のバリアフリー化 スマートシティ推進事業 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり 読書環境の整備
		公共交通体系の充実 移動支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 福祉タクシー利用料金助成事業
		地域見守り支えあいネットワーク事業 福祉避難所の円滑な設置・運営 総合防災訓練の開催 Eメール119番通報システム及びNET119緊急通報システムの運用 消費生活相談
		地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業
		個別地域ケア会議 加賀市じりつ支援協議会の開催 障がい高齢者の相談窓口との連携 (☆地域生活支援拠点等整備事業)
		地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業
		個別地域ケア会議 加賀市じりつ支援協議会の開催 障がい高齢者の相談窓口との連携 (☆地域生活支援拠点等整備事業)
		地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業
		個別地域ケア会議 加賀市じりつ支援協議会の開催 障がい高齢者の相談窓口との連携 (☆地域生活支援拠点等整備事業)
2 じりつと社会参加の基盤づくり	(1)障がいのある 子どもの育成・教育	こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣
		こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置 学校、保育園等への看護職の配置や派遣

基本目標	施策	具体的事業
2 じりつと社会参加の 基盤づくり	(2)雇用・就労	企業等への働きかけ事業 就労支援ネットワークの強化 ☆障がいのある人のテレワーク推進 (デジタル技術を活用した障がい福祉事業) 障害者優先調達推進法の推進
		レクリエーション活動等支援(障がい者スポーツ推進事業) 作品展の開催
	(3)スポーツ・ 文化芸術活動	レクリエーション活動等支援(障がい者スポーツ推進事業) 作品展の開催
		作品展の開催
3 暮らしの基盤づくり	(1)保健・医療	健康診査・相談体制の充実 健康診査後の事後指導の強化 子ども育成相談センター事業 成人の健康診査体制の充実 生活習慣病予防知識の普及・啓発 健康づくりの推進 医療費の助成
		日常生活用具給付等事業 訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業(日中ショートステイ・タイムケア) 福祉機器リサイクル事業 サービスの質を向上させるための取組
		グループホームの確保 住宅リフォーム助成 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(通称:セーフティネット住宅)の活用
	(2)生活支援サービス	個別地域ケア会議の開催 加賀市じりつ支援協議会の開催 地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業
		基幹相談支援センターの設置 点字・声の広報等発行事業 読書環境の整備 奉仕員養成研修事業 要約筆記者の派遣 手話による意思疎通支援
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実
	(3)相談支援・ 情報提供	基幹相談支援センターの設置 点字・声の広報等発行事業 読書環境の整備 奉仕員養成研修事業 要約筆記者の派遣 手話による意思疎通支援
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実

加賀市地域生活支援拠点等整備事業 全体スケジュール（令和6年12月時点）

業務内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 相談支援体制の構築	市内相談支援事業所の相談体制について 【準備期間】 ○相談支援事業所の現状確認 ○緊急時の課題を確認 ○相談支援事業所の管理者と協議 ○輪番制による対応を協議など	【運用開始（実施中）】 ○常時の連絡体制の確保、輪番制による対応 ○緊急時支援の流れを確認		加賀市地域生活支援拠点等コーディネーターの配置について 【準備期間】 ○R6年4月報酬改定（＝配置加算の新設） ○市関係課で検討 ○相談支援事業所の管理者と協議 ○相談支援専門員へのヒアリング など 【実施予定】 開始時期は未定	
2 緊急時の受入・対応等の体制整備		【準備期間】 ○市内事業所向けの説明会の開催 ○相談支援事業所の管理者と協議 ○実施要綱の策定、手引書の配布 ○事業者の登録受付開始 など	【運用開始（実施中）】 ○登録事業所で拠点の加算を取得 ○緊急時の受入、対応 など 緊急時対応で短期入所事業所が受入した件数 R5年度…6件 R6年度…2件 家族の入院や急用（葬祭）、急死など		
3 体験の機会・場の提供の体制整備		別添「幸町エリア ま～るく暮らしパッケージ」参照	【準備期間】 ○相談事業所連絡会で協議検討 ○相談支援専門員へのアンケート調査 ○相談支援事業所の管理者と協議 ○地域移行支援会議での協議 ○取り組みに使用するパンフレットの作成 など	【実施予定】 ○長期入院者の地域移行支援 ○精神科病院外来患者の相談 ○パンフレットの活用 など	
4 専門的人材の確保・養成		【じりつ支援協議会】大聖寺地区民生委員児童委員と当事者の意見交換会の開催	【じりつ支援協議会】研修・講演会など R5講演会「障がい理解と共生社会を目指して」 R6講演会「災害時に備えて一人一人ができること」	地区民生委員児童委員と当事者の意見交換会の開催 【じりつ支援協議会】研修や講演会の他にも検討していく	

準備→運用中（実施中）

準備（予定）段階

加賀市地域生活支援拠点等整備事業について

(1) 地域生活支援拠点等整備事業について

本事業は、障がいのある方が、地域でともに暮らすことができる「地域共生の社会づくり」を目的に、2つの目標に取り組んでいる。

ア 地域における生活の安心感を担保

⇒障がい者やその家族などの緊急時に迅速で確実な相談支援や短期入所等の活用など

イ 障がい者等の地域生活を支援

⇒障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、短期入所やグループホーム等を活用した親元から離れた体験的な暮らしの場を提供する

(2) 具体的な実施方法

2つの目標を達成するため、下記の4つの機能を市内の複数の福祉事業者等と連携して行う「面的整備」で進めている。

	機能	内容
1	相談支援	常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う
2	緊急時の受入・対応	障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う
3	体験の機会・場の提供	一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組みを行う
4	専門的人材の確保・養成	障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う

2 手話施策推進事業

(1) 小学校等手話教室の開催

聴覚障がい者が小学校で講師となり、日常生活の体験談や講話、手話実技などを通して、障がいのことを学んで考えることにより福祉のこころをはぐくむことができるよう、取り組んでいる。

手話を学びたいと希望する生徒が、加賀市 GIGA スクール構想による 1 人 1 台のパソコン端末を活用し、生徒自身の進捗で手話を学習できるよう「手話WEB学習システム」を導入し、より多くの生徒が、聞こえない障がいのある人と気持ちを伝え合う「こころのバリアフリー」を推進する。

参 加 校: 市内小学校、高校 調整中

参加児童: 小学校3～4年生対象、外に高校(福祉系列)

(2) やさしいまちづくり教室

福祉教育の一環として、手話、点字、誘導車いす等の体験や障がいのある人の講話を通じて、自ら学び自ら考える力を育てることを目的に開催しています。

【やさしいまちづくり教室(手話教室)】

○参 加 校: 児童センター 2 か所、小学校 3 校

○参加人数: 66人

○開催期間: 令和6年7月～10月

(3) 手話奉仕員養成の充実

【手話奉仕員養成講座(入門編)】

手話奉仕員養成講座の入門編では、手話の理解と挨拶など、簡単な会話が可能となることを目標に開催。

○受講人数: 19名(うち修了者数: 14 人)

○開催期間: 令和 6 年 5 月 29 日～11月 6 日(全 23 回)

(4)「手話言語の国際デー」のブルーライトアップ



ブルーライトアップ写真(医療センター正面)

○開催期間:令和6年9月23日～30日 ※点灯式(9月23日)

○開催場所:加賀市医療センター

点灯式では、手話の当事者や関係者が参加して開催。

(5)観光手話動画作成

市内観光施設の手話による観光ガイドの実施及び動画の撮影

○観 光 施 設:九谷焼美術館、中谷宇吉郎雪の科学館

○ガイド講習:令和6年5月25日～8月6日(1施設3回)

○ガイド実施:令和6年10月5日 北信越ろうあ者大会の参加者を対象に実施

○動 画 撮 影:九谷焼美術館撮影済み、中谷宇吉郎雪の科学館撮影日検討中

※動画の公開方法は検討中

(6)市役所の手話通訳士(者)配置について

令和6年12月より、手話通訳士を1人増員し、2人体制の配置。

3 デジタル技術を活用した障がい福祉事業

【令和6年度】

(1)障がい者テレワーク雇用オンラインセミナー ※(株)D&Iと連携協定を結んでいる5自治体合同で開催

対象 加賀市に在住する障がいのある人及びその家族、支援者

日程 9月20日(金)13時30分～15時

内容 ・テレワークのメリット、求人の特徴
・テレワークで大切なこと(実際の事例から)
・企業から会社及び求人の説明

参加者 48人(うち加賀市12人)

(2)合同面接会 ※セミナー参加者のうち希望者対象

対象企業 株式会社メドレー、株式会社第一興商、弁護士ドットコム株式会社

日程 10月(各企業でオンライン開催)

参加者 9人(うち加賀市4人)

採用数 3人(うち加賀市2人)

4 医療的ケア児の支援

(1)医療的ケア児・保護者へのヒアリング

◇対象:在宅で過ごす医療的ケア児 14 人(R6.5 現在)

(経 緯) R5 年度実施「第 6 期障がい児福祉計画策定のためのアンケート実施結果」から把握した課題の、医療的ケア児の医療の状況(かかりつけ医)、保護者の介護負担、災害時の対応について、個別に応じた対応が必要であることからヒアリングを実施

(結 果) ・地域のかかりつけ医につなげた、かかりつけ医の受診を検討した

- ・主な介護者は母。母以外の家族(父、祖父母等)が協力している
- ・感染リスクの不安がある等、サービス利用を躊躇して、家族だけで介護している
- ・将来、児の身体の成長と介護者(父母・祖父母など)の高齢化で、移動・移乗・移送の負担が見込まれる
- ・意思表示、動けるようになるなど成長に伴う子育ての大変さがある
- ・緊急・災害時の備えとして、必要物品の準備はしているが、具体的な避難についての不安がある
- ・今回のヒアリングで「安心カード」を知った(避難行動要支援者名簿登録、地域の見守りにつながる)

◇医療的ケア児支援連絡会(医療的ケア児支援のための協議の場;年 2 回開催)にてヒアリング結果の共有

- ・発育発達や病状など状態像によりニーズが異なるので、継続的なかわりの必要性がある(児から者へのつなぎ)
- ・困ったときに必要なサービスにつなげられるよう伴走型の支援が必要である
- ・緊急・災害時の具体的な備え・避難について、個別の避難計画を立てていく必要がある
- ・「いしかわ医療的ケア児支援センター」の災害時の取組報告から、自助・共助や個別避難計画の必要性を学ぶ

(今 後) ・県の助言も得ながら、個別の避難計画の作成をすすめる

(2)医療的ケア児等レスパイト支援事業

(目 的) 人工呼吸器を装着しているなど「日常的に家族等による医療的ケアが必要な児童(医療的ケア児等)」に対して、訪問看護師が自宅で医療的ケアを提供し、家族等の介護負担を軽減するとともに、休息时间やきょうだい児と過ごす時間の確保を図る。

(対象者) 医師の指示による医療保険の訪問看護を利用して、在宅で人工呼吸器装着、酸素吸入をしている児童

⇒ (対象者を拡大) 障がい福祉のサービス利用の調整が困難な児童等

(事業内容)医療的ケア児が日頃から利用している訪問看護師が家族に代わってケア提供を行う。(自由診療分を市が助成)